

「兼宣公記」 応永二十九年記の錯簡について

榎原雅治

一 はじめに

「兼宣公記」 応永二十九年自筆本は「二月～六月記」と「十二月記」が現存し、同記の他の部分と同様、かつて東洋文庫に所蔵されていたが、現在は国立歴史民俗博物館の所蔵となっている。『史料纂集 兼宣公記』⁽¹⁾の応永二十九年記（以下、史料纂集本と呼ぶ）はこの自筆本を底本としつつ、同記には所見がなく宮内庁書陵部所蔵の柳原紀光写本「兼宣公記 三」（以下、柳原本と呼ぶ）に収録されている応永二十九年の記事をも収録している。柳原本に収められる同年の記には次の七種がある。

- A 二月（四日～七日中途まで）
- B 二月六日 釈奠別記
- C 二月十四日 法勝寺大乘会別記
- D 二月（七日中途より）・三月
- E 四月・五月・六月抄本
- F 九月 後小松上皇八幡参詣別記
- G 十二月

これらのうちE・Gは自筆本「二月～六月記」「十二月記」に含まれ、Fは歴博に自筆別記があり、史料纂集本にも収録されている。BとCについては本稿の最後で触れるとして、当面問題としたいのはA・Dである。

る。A・Dには自筆本「二月～六月記」に見えない記事があり、史料纂集本ではそれらの記事をおおむねA・Dで収録する位置にしたがって補入している。ただし、この補入部分の文字校訂はA・Dによってではなく、「自筆本」によっていることが校訂者の村田正志氏によって注記されている。ここにいう「自筆本」とは、無論、自筆本「二月～六月記」のことではなく、「残缺」と題される歴博所蔵の別の一巻のことである。筆跡からすべて広橋兼宣の自筆とみなされるこの一巻は、年月日不明の断簡を寄せ集めたものである。つまり、史料纂集本はA・Dにあつて自筆本「二月～六月記」に見えない記事については、その収録位置はA・Dに、文字は「残缺」に従ったのである。

ところが、ここに問題が二つ存在する。第一に、柳原本A・Dに収録された記事は、「残缺」に収められる記事のすべてではない。「残缺」のみにあつて柳原本に見えない記事のうちのいくつかは史料纂集本に収録されているが、それでもなお「残缺」には見えない記事も残されているのである。

さらに問題なのは、A・Dに収録されている断簡も、その収録位置にきわめて疑問が多い点である。たとえば二月七日条の場合、ここに複数の日の条文が混入していることは一読すれば明らかである。すなわち、「七日、乙未、晴、午剋参室町殿」で始まるにもかかわらず、しばらく

すると「天晴、参室町殿」とあり、さらに進むと「晴、早旦参室町殿」とある。またこの年三月八日深夜から翌日未明にかけて起こったことが『看聞日記』 応永二十九年三月八日条で確認できる楊梅兼英の強盗による落命事件も二月七日条に入っており、明確な錯簡であるといわざるをえない。無論、これらの錯簡には村田氏も気づいており、史料纂集本において「所在箇所詳カナラザルモ、姑ク柳原紀光本ニ従フ」の傍注を付している。

一方、自筆本の応永二十九年「二月〜六月記」と「十二月記」(以下、本記と呼ぶ)を観察すると、こちらにも不審な点がある。「兼宣公記」の応永二十九・三十年の部分は、一日分三行どり(暦一行、空白二行)、一紙横幅約四〇センチメートルの暦記を基本としつつ、空白の二行にその日の記事を書ききれない場合は、暦記を裁断し、白紙を挿入して記事を書いたり、また兼宣のもとに來た文書の原本を適宜挿入したりするという形式をとっている。その場合、暦記部分の料紙一紙の幅は四〇センチを大きく下回ることになる。これは当然である。ところが応永二十九年暦記には、挿入された紙があるわけでもないのに、紙幅が四〇センチを下回る箇所が多数存在する(表参照)。つまり暦記の本来の紙継目ではなく、また挿入された紙があるわけでもないのに紙継目の存在する箇所が確認されるのである。

これら不審な紙継目の箇所にはかつては別紙が挿入されていた可能性が高い。本稿では、これらの紙継目と「残缺」に見える記事の関係を考え、応永二十九年記の本来の姿を復原したい。

二 「兼宣公記残缺」の紹介

まずは「残缺」の全文を紹介したい。※を付した部分は柳原本A・Dおよび史料纂集本に未収録の記事である。

①晴、早旦参室町殿、今日御参院可為必定云々、頃之退出、未剋許着直垂、参仙洞庭上之処、日野大納言光有・藤中納言光豊参候東面庭上、申斜室町殿御参内、御直垂也、有御持参色々御重宝、被置別当局、
御直垂也

御具足色々

御小袖御服十重

しろきほけん

からおり物

た、織もの以下、色々御小袖とも、目驚はかり也、

御剣一腰

食籠一

異他御重宝云々、

きんらん一段(金襴)

かうはこ(香笠)

ほん二まい(篋)

以上、

臨期上皇出御、数献御酒以後、祇候公卿共に逸興ニ被出懸物、可被執孔子之由、有室町殿(御親)、永藤卿持参具足之注文、依仰余書名圖置御前(御親)、依室町殿御、余最前取之、次一位入道以下次第取之、

慶洞丸 香合(日野資教) 一位入道 同 余 絵二幅(正親町三条公維) 三条大納言 香爐(實正実秀)

権大納言 水指(日野有光) 執権 胡銅花瓶(鳥丸徳光)

藤中納言 飛鳥井中納言入道 胡銅花瓶 万里少路中納言(時原)

菅宰相 小袖三重色々(日野西盛光) 左大弁宰相 太刀 中山宰相(定親)

右兵衛督 益(高倉水盛) (原文は)の位置で改行

公卿者別而取孔子、相殘圖被下雲客、但懸物員数不足、人数巨多之間、無孔子二被入之、

兵部卿永俊卿(高倉)
以前不參御前問、被加殿上人列

頭右大弁宗豊朝臣(高倉)

以上兩人無孔子也、

長政朝臣(高倉) 季俊朝臣(高倉) 益

永宣朝臣(高倉) 永基朝臣(高倉)

宣光(中山) しゆす 有親

(柳原本D・史料纂集本二月七日条に収録)

② 仰旨、一位以下候庭上、慶洞丸又參、召次幸雅男同候庭上、被下室町殿御盃於召次、件盃一位入道飲之、旧冬以来此儀云々、及晚御退出、今朝未明參北野社、自今日至來廿五日、可參詣之由所令祈念也、

(柳原本なし、史料纂集本二月七日条に収録)

③ 抑昨日禁裏御湯始之間、自禁裏被下種々御重宝於寿阿弥陀仏、

御劍(後小松上意) 白 食籠 胡銅香爐 香合

盆二枚 引合十帖 御馬一疋(昨日自室町殿被進御馬也)

白仙洞

御劍(白) 御馬一疋被下之、

依禁裏仰、弁(広體堂光) 召具寿阿弥參内之間、寿阿弥則入來此第、

余号馬一疋料足二百疋遣之、面々皆以如此相談者也、自室町殿ハ式

千疋被下之云々、御臺(屏來子) よりも殊勝御小袖三重被下之云々、

(柳原本なし、史料纂集本十二月三日条に収録)

※④ 晴、早旦參室町殿、次詣大宮庵、是麗光庵仏事今日為沙汰終、御庵

御房 以下尼御前達被座此所之間、為焼香所詣也、次詣廬山寺、達、

長老之処、自室町殿有御使、念可參申云々、直參仕之処、御座等持

寺之間、則參彼梵宮、被仰下云、仙洞祇候上臈(故実冬) 只今被進狀、此書狀趣文、以無御心得不堪御不審之間、件狀ヲハ被返遣畢、何樣就進退難儀出來歟、若触耳之子細哉之由、有被仰下旨、就此事詣仙洞別当局、則又帰參室町殿、

※⑤ 抑平野祭弁依為分配所參向也、上卿四条大納言(藤直)、奉行職事、藏人権右少弁(經直)申沙汰、内侍出車頭中將宗繼朝臣(宗本)云々、弁今日所奏慶也、先參社頭、祭祀以後即參内裏・仙洞、各於殿上口申拝賀云々、不及申次、吉書仰官務(為緒緒)、加賀国解文也、不及如木・雜色并青待召具、以略儀為先、且又貞和四年八月廿九日瑞雲院四位中弁御拝賀也、任此時之御出立者也、幸甚々々、

※⑥ 抑輕服中奉拜春日以下社之条、曾以不可有憚之由、春日神主師盛卿(大出臣)所相語也、假令重服之身、七個日之中猶以不憚之、但奉説進三十頌事者可加斟酌云々、是暇之中事歟、猶可尋知、所詮社參者不可叶、於私宅之遙拜者曾以不可有苦云々、

⑦ 天晴、參室町殿、執權・藤黄等參会、被仰下云、仙洞御舟事、今日面々可申沙汰、於人数者、去十二日花御賞翫之時、申沙汰輩可然云々、余申入云、然者内々御參可然候哉之由申入之処、五壇法修中至來廿二日可為御断酒之間、御參不可叶、只面々念參可申沙汰也、事更其子細以御書被申院也、此御書余可持參之由蒙仰退出、直參仙洞別当局、申入事之由也、猶可有御參之由被申之条、可為何樣哉之由預勅問之間、御祈禱中御断酒之上者、不可有御參之条勿論歟之由申入之間、此上者面々念相触可參申入云々、退出之後悉相催、晚頭參仕者也、

抑与・相両琵琶法師依勅所召進也、於南殿南面可有御会云々、秉燭以後出御之間、余以下參御前之簀子、用口座、兩三獻後、被召琵琶法師於南階之簀子、五句申之、其間も御酒也、平家物語畢而輩退出者也、

次被召御舟、有御乘船興、中山少將有親朝臣・召次幸滿佐男當時上皇御寵愛無双也、着單物折烏帽子、兩人取棹、上皇御服御道服也、堅固依為内々儀也、余・三条大納言・執權・權大納言・飛鳥井中納言兼藤原・宋雅禪着衣袴等參御座舟、此餘輩候次船、於船中有一獻、廊局為御陪膳參候、于時春天風靜、宮漏夜闌、月在天上明々、舟浮池、畔所々に或有管絃之御遊、或有詩哥之御詠、催興斷腸者也、終夜御遊之後、天明程相伴藏人弁退出、沈醉可謂言語道斷者哉、

抑御遊之初筵、自室町殿被下御書之間、拜見之處有和哥、仍備觀覽之間、被進御製如此、(柳原本A・史料纂集本二月七日条に収録)

※⑧此御詠等事、依季保朝臣新妻女事也、仍有種々注也、抑余又加一首、捧請文事、朔日被下御詠之条、依畏入也、抑旧冬預置貢馬鬃毛數、此間出蚊蝨之間(以下欠)

⑨一位入道者、輕服暇中也、為法鉢之間、祇候不可有子細之由、依被仰下參仕云々、法鉢之条者雖勿論、俗人同事歟、尤可被憚者哉、伯二位資忠卿、今日祇候如法參会難儀之事也、雖然勅定之上者、猶令參会之由、蜜々マツマツ所相語□□、日野大納言有光・藤中納言豐光、此兩人同輕服事也、仍不及參仕、但以直垂鉢、相交雜人祇候庭上之處、被下御盃之間、參簀子下、三条大納言公雅取御酌候簀子上、余持盃同候堂上、堂下飲之、又二位局日野西邊子・廊局二位局妹、此兩人も同輕服之間不參之處、以搔取之鉢、内々可見物之由依勅定參仕間、同火依難儀

伯卿退出、更闌余退出、依醉氣也、藏人弁者猶可祇候之由所仰含也、曉更令退出云々、(柳原本A・史料纂集本二月七日条に収録)

⑩君兩喝食御所同可有御參也、素玉御房可被伴申之由可申旨、有室町殿仰、

室町殿渡御乘蓮坊之後、余以下退出、晚頭着直垂候仙洞庭上、弁(兼宗)、着狩衣祇候、御比丘尼御所并兩御喝食・大聖寺方丈御所・御菴等、皆以有御座二位局日野西邊子、秉燭後室町殿御參、まつ御座棟門番屋、被召余被仰下云、兩御喝食御所の御姉御所、去四月一日御參仙洞之時、御見上三料足万疋被進、只今又御妹の御喝食御初參也、仍任先例被進万疋之折紙也、余まつ可申入此旨於院云々、則所經奏聞也、次室町殿御參、御直垂、頃之御比丘尼御所以下還御、々菴兼素玉御房者婦參女院御所給也、室町殿御退出後人々退出、以外御沈醉也、仍早速還御、(柳原本なし、史料纂集本十二月十九日条に収録)

⑪晴、午剋參室町殿之處、被仰下云、宇佐宮神宝発遣事、去年以来藏人右少弁俊国所申沙汰也、事次第委相尋可申入云々、委細在別記、今日三度參室町殿、是依此事也、抑按察所勞危急之間、申出家暇之間、一位事被宣下者也、仰俊国召進宣下案畢、此事有室町殿御尋旨、以後任卿近例、有勅許歟之由所申入也、(此法親王)、妙法院宮被下御書、一昨日參事被悅思食旨也、參仕事旁以雖有存旨閣万事了、(柳原本A、史料纂集本二月七日条に収録)

⑫被置懸物於東門番屋、各至此所取之、孔子畢後、被召出幸滿佐、於庭上被下室町殿之御盃、則室町殿御酌、此時永藤卿小袖織物并太刀

腰刀等持参之、召次取之退出、希代之眉目歎、

次青蓮院准后并三宝院僧正(兼門)、各着付裳衣参御前、是御前裁拜見儀也、室町殿御媒介也、青門者三千疋御折紙、三宝八二千疋折紙各持参之、余経奏聞者也、子剋許室町殿御退出之間、僧中同之者也、

(柳原本A・史料纂集本二月七日条に収録)

※⑬晴、早旦奉拜尊神、次令同車宣光朝臣参北野社、参社頭後、参室町殿御参籠所、構見参、小冠同参御前、幸甚々々、有御盃、次御出公文所禅能法印坊、□退出、相扶酒氣着直垂参仙洞、執権・藤中・裏中納言等参会、申斜自禅能坊直御参(御直)、於南庭依有猿栗、白地被構舞臺被□□、面々翠簾□高欄之融、室町殿有御祇簀子、余等候庭上、

抑素玉房(余妹)依召被参申、臺□□方丈御所(聖寺)并御喝食(室町殿有御参、御女)、各被進隣□□疋之御折□、召次幸満佐同候庭上、入夜室町殿御退出、弁着衣冠参仕、尤以幸甚々々、自今日立賀茂祭神事之札、

三 「残缺」収録断簡の年月日比定

以上のような「残缺」の各記事が「兼宣公記」のどの日の条から脱落したものであるのか検討したい。まず、「兼宣公記」本記記事や、他の記録との比較から年月日特定できる記事から見ていきたい。

②末尾の「今朝未明参北野社、自今日至来廿五日、可参詣之由所令祈念也、」という北野参籠開始の記事は、本記応永二十九年二月二十五日条の「参北野社、(中略)今日七ヶ日参詣、無為遂其節、」という北野参籠結願記事と対応するものだろう。二十五日が結願日となるためには十九日から開始されていなくてはならないが、本記で二月十九日条の載る第七紙は紙幅二〇・九センチしかなく、第八紙(二十・二十一)日条・第

九紙(二十二)日条)と併せて四〇センチとなる。第七紙と第八紙の間にもともとは挿入紙があったことは確実で、②がこれにあたるのであろう。

③称光天皇の病気を治療した医師寿阿弥が上皇より香爐・香合・盆などの褒美を賜ったことが記されているが、これは『康富記』応永二十九年十二月三日条の「今日医師寿阿弥被召禁裏、議仗所二有御出座、(中略)則御引出物共被下、藏人取継給之、御太刀(金作)・御盆二枚・御香合・御香炉已下重宝被下云々、」という記事内容と一致している。「兼宣公記」

十二月記は三日以前が現存せず、四日条から始まっているが、四日条から始まる料紙は横一六・四センチしかなく、その直前に挿入紙があったことは確実である。それが③なのであろう。

⑤冒頭に「抑平野祭弁依為分配所参向也、上卿四条大納言(隆直卿)」とあるが、これは『康富記』応永二十九年四月十日条の「平野祭、上卿四条大納言隆直卿」という記事と一致する。本記で同日条の載る第二五紙は幅三七・四センチ、第二六紙(十一〜十二)日条)は一〇・八センチで、両者あわせると規格外となってしまうので、この間の紙継目は本来のものなのであろう。そうなると第二六紙が寸足らずとなってしまうが、内容的に⑤はこの間の紙継目に挿入されていたものと判断する。

⑥軽服中に神事を行うことの是非について書かれているが、内容的にこれは本記応永二十九年五月一日条の「晴、看経等如毎朔、但尊神以下之拜、為軽服日数中之間、所加斟酌也、」に続くものである。同日条の載る第三二紙は紙幅三二・七センチで第三三紙(二)日条)と併せて約四〇センチとなる。⑥はこの間の紙継目に挿入されていたものである。

⑩「御比丘尼御所」(後小松上皇女)、「両御喝食」(義持女)および「大聖寺方丈」(後小松上皇妹)が仙洞御所を訪問したことが記されているが、これは、「兼宣公記」本記の応永二十九年十二月十九日条末尾の「今日大聖寺御比丘尼御所渡御仙洞之間、室町殿姫」という記事と符合

するものであろう。また最後の「室町殿姫」は⑩の冒頭「君両喝食御所」に直接つながるものであろう。なお同日条の場合、本記の記事自体が暦記ではなく挿入紙に書かれたものである。挿入された紙に書き始めたがなお不足し、⑩が貼り足されたものであろう。

⑪「抑按察所勞危急之間、申出家暇之間、一位事被宣下者也、」とあるが、『公卿補任』によれば、按察使大納言甘露寺兼長は、応永二十九年二月七日に従一位に叙せられ、翌日死去している。また「薩戒記目録」応永二十九年二月八日条にも「按察使兼長卿薨事、昨日叙一品事、」とあり、⑪が応永二十九年二月七日条であることは確実である。本記で同日条の載る第二紙は紙幅わずか一・九センチで、第三～五紙（八～十二日条）、および欠失部分と併せてようやく三八センチほどになる。⑪は第二紙と第三紙の間の紙継目に挿入されていたのであろう。

⑫文中に見える「幸満佐」は後小松寵愛の召次なので場面は仙洞であろう。足利義持・青蓮院義円・三宝院満済が登場し、この三人が院参していたことがわかるが、これは『満済准后日記』応永二十九年二月二十九日の「今日御所様御院参、(中略)青蓮院准后・予令供奉院参、仙洞御庭見事、」という記事と一致する。「兼宣公記」同日条の載る第一紙は一二・七センチで第一二紙（三月一～二日条）、第一三紙（三日条）と併せて四〇センチ近くになる。⑫は第一一紙と第一二紙の間の紙継目に挿入されていたのであろう。ただし⑫は内容的に明らかに前欠である。二十九日の暦記にも記事はないので、第一一紙と⑫の間にはさらに失われた記事があったと考えられる。

以上で見てきた②③⑤⑥⑩⑪⑫の各記事は、いずれも応永二十九年記から脱落したものであることが確実である。残る記事については年月日を特定する記述が乏しい。しかし上記の状況から見て、残る記事も応永二十九年の記事である可能性は高いだろう。そこで、これらも応永二十

九年の記事であることと仮定して同年のうちから候補となる月日を求め、その日の条から脱落したものであると考えても応永二十九年本記の状態との間に矛盾は生じないか否かを検討してみよう。

①足利義持の院参にかかる記事。参加者として一位入道、執権、藤中納言、慶洞丸が挙がっている点は、本記応永二十九年二月十三日条と同じである。しかし同日条には紙継目がないうえに、すでに記事があり、「晴」と天気も記載されている。やはり「晴」で始まる①が同日条の箇所に貼り継がれていたとは考えられない。分量も多く、貼り継がれていたものが脱落したというよりも、もともと別記として書かれたものと考えられるべきであらう。このような別記の例は「兼宣公記」ではほかにもかなり見られる。

④「自室町殿有御使、念可参申云々、直参仕之処、御座等持寺之間、則参彼梵宮、」という記述から、当該日に義持が相国寺等持寺にいたことがわかるが、応永二十九年のうちで義持が等持寺に滞在したのは三月二十日、四月二十七日～五月八日ごろ、十二月朔日～十二月八日ごろの三度である。うち三月二十日は「兼宣公記」にすでに記事があり、しかもこの日一日だけのことである。四月二十七日～五月八日ごろの滞在は父義満の法華八講が等持寺で営まれるための滞在である。⁽²⁾「兼宣公記」本記のこの期間内の紙継目の箇所を求めれば、四月二十八日、五月一日、五月二日、五月八日の各条であるが、二十八日と八日条は暦記の文字が次の料紙にまたがって書かれていて、この紙継目に別紙が貼り継がれていた可能性はなく、また一日、二日条も暦記の空白部分に記事があった天気に関する記述が見える。したがって、「晴、早旦」で始まる④がこの両日条であった可能性もない。

残る可能性は十二月朔日～十二月八日ごろのみである。⁽³⁾これは十二月二日～六日に行われた祖父義詮の法華八講のための滞在である。「兼宣

「公記」はこの年の七月から十二月三日条までを欠くので、十一月末から十二月初めにかけての部分の紙継目を知ることができないが、十二月四日以後の暦記には「晴」で始まる記事があるので、これらの日は除外される。④を読むと、この日、義持に呼ばれた兼宣は、義持が等持寺にいくことを知らずに室町殿に向いているので、前日まで義持は室町殿にいたのであろう。つまり前日まで法華八講は行われていなかったのがある。となれば④は八講の開始された二日か、その一日前の朔日の記ということになるが、朔日の記であれば「晴」に続けて「看経如例」という文言があるはずなので、朔日は除外される。したがって④は二日条でしかありえないということになる。

⑦傍線部cから、春の中旬であることがわかる。また傍線部aから、この条がこの年の花見以後の記事であること、傍線部bから、二十二日に結願する予定の足利義持のための五壇法が行われている最中であることがわかる。『看聞日記』によれば、応永二十九年の伏見宮家における花見は三月十四日から十九日にかけて行われているので、⑦が応永二十九年の記事であるとすれば、aの「去十二日」とは三月十二日のことと考えるべきであろう。この日以後の春の期間で五壇法に関する史料を検索すると、『満濟准后日記』応永二十九年三月記の次の記事に行き当たる。

十六日、癸酉、天晴、自今日五壇法始行、(下略)
廿二日、己卯、天晴、五壇法結願如常、(下略)

この年三月十六日から二十二日まで五壇法が行われていたのである。これは⑦の内容と一致しており、⑦が三月十六日から二十二日に至る間の記事であったことがわかる。「兼宣公記」本記で紙継目をもつ条は十八日条(第一八紙)だけである。この紙継目は暦記本来の紙継目でもあるから、⑦はこの継目を利用して挿入されていたのであろう。

⑧文頭の「此御詠等事、依季保朝臣新妻女事也、」という記述は、⑦の

文末の「自室町殿被下御書之間、拜見之処有和哥、仍備覧之間、被進御製如此、」と対応しているのではないか。そうであれば⑦と⑧の間に後小松上皇の御製や義持の御詠がなくてはならないが、それが柳原本Dの冒頭に配置される次の歌であらう。

君もさそ猶万代とちきるらん若木の花の春の行すえ 楽全子

先日参上の時、雨や候つる、きさらきの花も拝見仕候はて、無念申はかりなくとこそ候へ、さそ面白候らんと存候、面々返々御うら山しくて候、一首任筆可進上候、返々無念に候、一見之後、丙丁童子可被分付候、此若木花いか、候へき、至袴々々、

広橋とのへ

⑦に見える義持の「御書」と「和哥」の本文が柳原本Dに載る和歌と書状であり、和歌中の「若木の花」が⑧にいう「季保朝臣新妻女」を指すのであろう。後小松詠は柳原本には見あたらないが、東京大学史料編纂所写真帳『下郷共済会所蔵文書八』(広橋文書丙)所収の兼宣自筆断簡に見える次の歌がそれに相当するのではあるまいか。

御製

老木たにさらに花めく春なれやふしもわかぬ君かひかりに

愚詠二首

この春の君かめくみはやふしわかぬ老木わか木の花にみえけり

わきてけふ君かこと葉の玉にしきかゝるを千代のはしめとてしる

兼宣上

後小松詠、兼宣詠とも義持(楽全子)の詠歌に対応していることは明らかであらう。したがって、⑦は、自筆本の失われた柳原本D冒頭の記事、および下郷共済会所蔵の兼宣自筆断簡をはさんで⑧に続いていくものである。あろう。

⑨「勅定」によって諸卿や上皇近親の女性たちの伺候が命じられている

こと、それは何かを「見物」するためであることが記されている。応永二十九年の中でこれに該当する記事を探せば、二月二十一日条に仙洞で猿樂が行われたとの記事を見つけることができる。本記で二十一日条の載る第八紙は幅一三・八センチ、二十二日の載る第九紙は幅五・三センチしかなく、第七紙をも併せてようやく四〇センチとなる。第七・八紙間、第八・九紙間に挿入紙があったことは確実で、後者が⑨にあたるのだろうか（前者が②であることは既述）。

⑬冒頭に「晴、早旦奉拜尊神」とあるが、「兼宣公記」で「奉拜尊神」の記事が出てくるのは、月の朔日条に限られている。したがって⑬はいずれかの月の朔日条に補入されていた記事であることが確実である。応永二十九年本記で朔日条と二日条の間に紙継目がある月は四月記と五月記のみである。そのうち五月記の場合は、一日の暦記に兼宣の自筆記事があり、「晴、看経等如每朔、但尊神以下之拜、為軽服日数中之間、所加斟酌也」とあるので、⑬が五月一日条である可能性はない。本記の三月末から四月始めにかけての部分は、計五行分、推定紙幅一二・五センチ程度を欠いているが、この寸法を二日条の載る第二四紙、紙幅二六・七センチと併せるとほぼ四〇センチ程度となる。したがって第二四紙の直前に本来は挿入紙があったと考えられる。それが⑬なのではあるまいか。

また⑬には、義持が北野社の参籠所を出て、院参したことが記されているが、この内容は、『満濟准后日記』応永二十九年三月二十八日条に「御所様八幡御社参、(中略)北野同御社参、但非御色粧、今夜北野二御座、明日^{廿九日}於北野神前可有田楽云々、仍朔日自北野可有還御、直可有御院参云々、」とあるのとも符合する。

このように見てくると、④⑦⑧⑨⑬もまた応永二十九年本記から脱落したものと考えるても本記との間に矛盾は生ぜず、また①も応永二十九年

記の別記であると考えて差し支えないだろう。つまり「残缺」のすべては応永二十九年記であり、本来の位置も特定できるものである。

四 柳原本にのみ見える記事の月日比定

史料纂集本には、自筆本「二月〇六月記」にも「残缺」にもなく、柳原本にのみ見える記事がいくつか収録されている。その挿入位置の是非を検討しておこう。

第一は、はじめにで紹介した柳原本Bで、史料纂集本では二月六日条に「別記」として収録する。内容はこの年二月八日に行われた積奠の準備に関するもので、「雨降、」で始まる。記述内容から、五日〇七日のいずれかの条と考えられるが、『看聞日記』『康富記』によればこの前後は晴天が多く、雨が降ったのは六日だけである。自筆本「二月〇六月記」には「六日、甲午、陰」で始まる記事もあるので、やはり村田氏の注記どおり、二月六日の別記と考えるべきであろう。

第二は、次の記事である。

有一献御会、^(兼宣)青蓮院准后御参、

抑左兵衛佐義淳所持笛共、自室町殿被召進仙洞者也、(中略)

抑去曉楊梅中将兼英朝臣宿所盗人乱入、兼英朝臣者当座夭亡、子息

^(兼宣)小生負手云々、

この記事は、史料纂集本では柳原本Dに従って二月七日条に収録されているが、村田氏によって「本年三月九日ノ記ナリ」の注が付されている。冒頭で述べたように、楊梅兼英の遭難は三月八日深夜から翌未明にかけてのことであることは『看聞日記』で確認できるので、これは村田氏の指摘どおり、三月九日記でなければならぬ。表のように、本記で三月九日条の載る第一六紙は幅一〇・四センチで、第一七紙と併せて四〇・六センチとなる。柳原本Dの上の記事の原本は、本来この二紙間の

継目に挿入されていたのであろう。

第三は、三月二十九日条に収録された次の記事である。

廿九日以来、自室町殿有御突鼻、今日内々雖令祇候、不被召御前之処、有被仰下之旨間、余召出之、仍三人参御前、

数献後、室町殿御退出、余為院御使、乍直垂体、則参仕室町殿之処、

御座越後守宿所之間、則参彼所、今日御参、殊以目出思食之間、殊更

御馬一疋・御劍一腰被進之者也、畏人之由奉室町殿御返事、則帰参院、

其後退出、弁猶令祇候者也、

柳原本Dでは三月二十九日に収録され、史料纂集本もこれに従っているが、D自身が「已下六行別年記歟、可勘、」と注記し、史料纂集本もこの注記を掲載している。兼宣が足利義持から「突鼻」、つまり不興を蒙っていたのを許され、この日、ようやく対面できたことを記した記事であるが、これに関しては、『看聞日記』応永二十九年二月三日条に「広橋大納言去一日御免、令出仕^{云々}、去年以来籠居、然而公武御免之間開愁眉^{云々}、経興卿此間天下事執奏之処、公武時宜不快令籠居^{云々}、」とあり、応永二十八年以来、籠居していた兼宣が幕府に出仕できたのは二月一日であったことがわかる。右に掲げた記事がこの件を記した兼宣本人の記述であることは確実である。本記の二月三日以前は現在失われているが、右の記事こそが、このうちの一日条なのであろう。

第四は、史料纂集本で三月二十一日条に挿入された柳原本Dに含まれる北野一切経会関係記事である。自筆本「二月〜六月記」でも同日条の載る第一九紙と第二〇紙の間には一紙が挿入されているが、これは文章の中で始まる前欠の記事である。その記述は柳原本Dの北野一切経会関係記事の後半部と一致するので、柳原本Dにのみ見える部分は柳原本成立後に自筆本が失われたのであろう。したがって収録箇所は史料纂集本の校訂でまちがいない。

五 おわりに

以上のように、「兼宣公記」応永二十九年記本記は「残缺」と相補いあうものであり、「残缺」に収録された断簡を正しい位置に戻すことによつて、「兼宣公記」は正しく理解することができるのである。また本記に見られる不審な紙継目のほとんどは、「残缺」および柳原本のみに見える記事を戻すことによつて問題を解決することができるのである。

本来ならば「残缺」所収の断簡を正しい位置に戻した応永二十九年記の全文の翻刻を行うべきであろう。また、はじめにで紹介した柳原本C「二月十四日法勝寺大乘会別記」は国立歴史民俗博物館に自筆別記が所蔵されているが、史料纂集本では未収録となっている。さらに同館所蔵「広橋家旧蔵記録文書典籍類」には、「兼宣公記」と銘打たれない広橋兼宣による別記が多数存在し、そのうちには応永二十九年以前のものであつても史料纂集本に収録されていないものもいくつか確認できる。これらも含めて紹介すべきであろうが、本誌上では到底紙数が足りない。後日、別の方法を試みたい。

〔註〕

- (1) 一九七三年、続群書類従完成会。
- (2) 「兼宣公記」応永二十九年四月二十七日条に「自今朝室町殿御座等持寺」とある。
- (3) 「康富記」応永二十九年十一月三十日条によれば、この日、義持は仙洞と近衛家を訪問しているので、等持寺に赴いたのは十二月にはいつてからだと考えられる。

暦記料紙	月日	紙幅	紙幅計	備考
1	2月4~6日	24.5	24.5	2月記冒頭・1~3日条欠 ☆1日条に柳原本D ※6日条別記(柳原本B)
2	7日	1.9	35.3	1行分(約2.5cm)欠、末尾に挿入文書あり ※①
3	8日	6.3		
4	9日	7.1		末尾に挿入文書・記事あり
5	10~12日	20.0		
6	13~17日	40.6	40.6	13日条別記(①)
7	18~19日	20.9	40.0	※②
8	20~21日	13.8		※⑨
9	22日	5.3		
10	23~27日	40.4	40.4	
11	28~29日	12.7	38.8	29日条半行分(約1.3cm)欠 ※⑫
12	3月1~2日	20.7		末尾に挿入記事あり
13	3日	5.4		
14	3日	4.7	40.1	末尾に挿入記事あり
15	4~8日	35.4		
16	9日	10.4	40.6	※柳原本D
17	10~13日	30.2		
18	14~18日	40.2	40.2	※⑦ 柳原本D 下郷共済会所蔵文書 ⑧
19	19~21日	19.7	39.9	末尾に挿入記事あり ※柳原本D
20	22~24日	20.2		
21	25日	11.9		
22	26~28日	24.5	39.3	末尾に挿入文書・記事あり
23	29日	2.9		
24	4月2~4日	26.7	26.7	4月記冒頭と1日条の5行分(約12.5cm)欠 ☆1日条に⑬
25	5~10日	37.4		※⑤
26	11~12日	10.8		
27	13~17日	40.5	40.5	
28	18~21日	28.8	34.8	末尾に挿入記事あり
29	22日	6.0		22日条2行分(約5cm)欠、末尾に挿入記事あり
30	23日	5.0	39.5	末尾に挿入記事あり
31	24~28日	34.5		
32	29~5月1日	32.7	40.2	※⑥
33	2日	7.5		
34	3~8日	40.5	40.5	
35	9~13日	40.7	40.7	
36	14~18日	40.6	40.6	
37	19~24日	40.6	40.6	
38	25~28日	29.5	39.8	
39	29日	10.3		
40	6月1~5日	40.7	40.7	
41	6~7日	12.4	35.4	7日条2行欠
42	8~10日	23.0		
44	11~14日	29.6	40.1	末尾に挿入記事あり
45	15~16日	10.5		
46	17日	10.2	38.8	末尾に挿入記事あり
47	18日	7.0		末尾に挿入記事あり
48	19~21日	21.6		
49	22日	40.3	40.3	
1	12月4~5日	16.4	16.4	☆2日条に④、3日条に③
2	6~9日	33.2	40.5	
3	10~11日	7.3		
4	12~16日	40.0	40.0	末尾に挿入記事・文書あり
5	17~18日	19.5	39.3	末尾に挿入文書あり
6	19日	2.8		末尾に挿入記事あり ※⑩
7	20~21日	17.0		
8	22~25日	35.2	39.6	末尾に挿入文書あり
9	26日	4.4		
10	27日	11.7	35.8	末尾に挿入文書あり
11	28日	24.1		

表 兼宣公記応永29年2月~6月・12月記暦記料紙情報